

## ◎軽自動車税について

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車（これらを『軽自動車等』といいます。）の所有者に対して課税されます。毎年4月1日（賦課期日）現在、町内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して課税します。

### ・税額表

車種			年税額	登録・廃車などの届出窓口
原動機付自転車	総排気量 または 定格出力（電気）	50cc 以下又は 0.6kw 以下のもの（ミニカー を除く）	1,000 円	井手町役場 税務課
		50cc 又は 0.6kw を超 え、90cc 以下又は 0.8kw 以下のもの	1,200 円	
		90cc 又は 0.8kw を超 え、125cc 以下又は 1.0kw 以下のもの	1,600 円	
		ミニカー	2,500 円	
小型特殊自動車		農耕作業用	1,600 円	
		その他（フォークリフ ト等）	4,700 円	
軽自動車	2 輪	125cc を超え、250 c c 以下のもの（側車付 のものを含む）	2,400 円	京都運輸支局
	雪上車（スノーモービルなど）		2,400 円	軽自動車協会
	3 輪	660cc 以下	3,100 円	
	4 輪 660 c c 以下	乗用営業用	5,500 円	
		乗用自家用	7,200 円	
			貨物営業用	3,000 円
		貨物自家用	4,000 円	
2 輪の小型自動車（250 c c を超えるもの）			4,000 円	京都運輸支局